

令和7年8月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	山田町下谷上西丸山地区 (下谷上西丸山集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

旧下谷上地区は谷上以南の小部地区を除く六甲山系を含む広大な地域である。住宅開発に伴う市街化区域への編入があり、残された市街化調整区域内においては自給的農業がほとんどである。このような状況下で西丸山においては酪農が営まれ、都市近郊の利点を生かした6次産業化に取り組んでいる。一方で、住宅地と隣接していることから、臭気対策と境界に存在する森林の整備による牛と人と地域が共に生きる牧場への転換が必要である。また、少子高齢化による労働力不足が進む中で、社会福祉法人への業務委託や障害者の雇用等も検討しているが、諸手続きや必要事項が未知であるため、どのように進めていくか検討課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

都市近郊という消費者に近い立地を生かし、高品質な牛乳や乳製品を製造・販売する6次産業化に取り組み、製造から販売、レストラン経営などを手がけることで牧場の付加価値を高め、持続可能な経営を目指す。牧場の資源を余すことなく循環させ、環境にやさしい酪農に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域の農用地で、農業上の利用が行われている区域とする。ただし山際等の小規模で生産性が低い農地や、既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
検討していない。
(3)基盤整備事業への取組方針
検討していない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存の経営体の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
検討していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①放牧場及び畑には電気柵を設置している。
 ②牧場内で出たふん尿や残渣だけで作られた消化液は有機JAS資材に登録された。
 ③搾乳ロボットや自動給餌器を導入している。
 ⑤ブルーベリーやイチジク、茶等を植えており、管理を進めて菓子工房で加工、レストランなどで利用を行っている。
 ⑥バイオガスユニットより得られたバイオガスを温室の暖房や工房の湯沸かしに使用している。
 ⑦桜森町と連携し住宅隣接地の倒木の危険性の高い木を伐採している。小倉台との連携も検討したい。
 ⑨労働者不足解決のため近隣の社会福祉法人に業務の委託を進めている